

練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱

平成20年7月24日

20練総経第381号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、練馬区長（以下「区長」という。）が発注する建設等工事に係る競争入札（一般競争入札および指名競争入札をいい、見積競争による随意契約を含む。以下同じ。）について必要な事項を定め、もって競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(参加者の資格)

第2条 区長は、つぎに掲げる事項について参加希望事業者および区長が指名しようとする事業者の調査を行うものとする。

経営および信用の状況

不誠実な行為の有無

過去に区長が発注した案件の履行成績

法令の規定による許認可および発注しようとする案件（以下「発注案件」という。）

の履行についての技術的適性

発注案件における地理的条件（事業所の位置等をいう。）

指名および受注の状況

官公庁が発注する工事の実績の有無

施工中の工事の進ちょく状況

その他発注案件の履行能力

(参加資格)

第3条 区長は、前条の調査の結果および別表に定める基準に従い、発注案件の競争入札参加資格を定めるものとする。

(参加者の特例)

第4条 前条の競争入札参加資格にかかわらず、区長は、つぎの各号のいずれかに該当する事業者を他の者に優先して発注案件の競争入札に参加させることができる。

発注案件が区長が過去に発注した工事と関連する場合について、当該過去の工事を履行した事業者

発注案件が他の官公庁で発注した工事（履行中のものに限る。）と関連する場合について、当該他の官公庁の工事を履行中の事業者

過去に区長が発注した同種の案件の履行成績が優秀な事業者

区内に本社または主たる営業所（別に定める手続きにより、区が区内業者に準じた取扱いをすると認めた営業所に限る。）を有する事業者

優良工事表彰を受けた事業者

練馬区希望制指名競争入札による発注工事公表要綱（昭和51年3月9日）に基づき、発注案件に対し指名希望を提出した事業者

発注案件に係る業種の技術者名簿を登録している事業者

2 前条の入札参加資格にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、別表に掲げる発注案件の種類および予定価格に対応する共同格付（以下「当該共同格付」という。）の直近上位または直近下位の共同格付に属する事業者を競争入札に参加させることができる。この場合において、指名競争入札および見積競争による随意契約の場合は、指名する事業者の総数の2分の1を超えない範囲内の参加とする。

3 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる場合は、指名しようとする事業者の総数の2分の1を超えて当該共同格付の直近上位および直近下位の共同格付に属する事業者を指名することができる。ただし、第1号および第2号に掲げる場合は、直近下位の共同格付に属する事業者を指名することはできないものとする。

発注案件の性質または目的により、その履行について高度の技術または設備等を必要とするとき。

発注案件が特に緊急を要するとき。

当該共同格付に属する事業者がないときまたは指名しようとする事業者の総数の2分の1に満たないとき。

当該共同格付の直近上位または直近下位に、第1項各号のいずれかに該当する事業者がいるとき。

（参加制限）

第5条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する事業者を競争入札に参加させないことができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項の規定に該当すると認められる事業者

練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年4月1日練総経発第394号）に基づく指名停止期間中の事業者

区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約を誠実に履行しない事業者

区が発注した工事請負契約につき、下請契約関係が不適切であることが明確である事業者

建設業法（昭和24年法律第100号）に定める監理技術者または主任技術者を配置できない事業者

直近の履行成績が不良であった事業者

発注案件に係る競争入札の公告（公表を含む。）をした日または指名をしようとする日から過去7年間における実績（民間における建設等工事の実績も含む。）の1件の契約最高額が案件の予定価格の3分の1に達しない事業者（当該事業者の営業規模、履行実績その他の条件を考慮し、案件の履行能力を有すると認められるときまたは当該事業者が共同企業体の構成員であるときを除く。）

経営状況が著しく不健全である事業者

発注案件と同種の契約を区長と締結している事業者

競争入札参加資格を満たさない事業者（発注案件に係る競争入札参加資格を公告した場合に限る。）

練馬区契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中の事業者

同時期に別の発注案件に指名を予定している事業者。ただし、同時期の発注案件数に比して指名することのできる事業者の数が少ない場合はこの限りでない。

同一の発注案件において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員および事業協同組合の組合員を指名した場合の当該組合

同一の発注案件において、指名する事業者と親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に掲げるものをいう。）または子会社（同法第2条第4号に掲げるものをいう。）の関係にある等、資本的または人的関係がある事業者

前各号のほか、第2条各号を調査した結果、指名することが不相当と認められる事業者

（競争入札を要しない案件）

第6条 区長は、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定するもののほか、つぎに掲げる場合には、競争入札によらずに案件の発注を行うことができる。

発注案件が高度の技術または困難を伴い、他の事業者では履行ができないものであるとき。

遠隔地の案件であるとき。

発注案件の性質または目的により前各条の規定により難しいものであるとき。

（指名競争入札等における参加事業者数）

第7条 区長は、発注案件を指名競争入札に付する場合は、7以上の事業者を指名するものとする。ただし、発注案件の性質または目的により7以上の事業者数を満たすことができない場合は、この限りでない。

2 見積競争による随意契約（一般競争入札に準じた方法により発注する案件を除く。）を行う場合は、前項の規定を準用する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、区長が発注する建設等工事に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則（平成22年7月2日22練総経第262号）

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則（平成23年9月30日23練総経第598号）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 平成23年9月30日までに発注する建設等工事に係る競争入札については、なお従前の例による。

付 則（平成24年 1月31日23練総経第982号）

この要綱は、平成24年 2月 1日から施行する

付 則（令和 6年 3月21日 5 練総経第2355号）

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 令和 6年 3月31日までに発注する建設等工事に係る競争入札については、なお従前の例による。

別表(第 3 条関係)

一般土木・道路舗装	
予定価格	共同格付
1 億円以上	A・B
5,000万円以上 1 億円未満	A・B・C
3,000万円以上5,000万円未満	B・C
2,000万円以上3,000万円未満	B・C・D
1,000万円以上2,000万円未満	C・D・E
1,000万円未満	D・E・格無

建築	
予定価格	共同格付
1 億円以上	A・B
5,000万円以上 1 億円未満	A・B・C
2,000万円以上5,000万円未満	B・C・D
1,000万円以上2,000万円未満	C・D・E
1,000万円未満	D・E・格無

電気・給排水・空調	
予定価格	共同格付
5,000万円以上	A
2,000万円以上5,000万円未満	A・B
1,000万円以上2,000万円未満	A・B・C
500万円以上1,000万円未満	B・C・D
500万円未満	C・D・格無

備考

- 1 共同格付とは、一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービス（以下「電子調達サービスという。」）に工事業者が登録した際に受ける格付をいう。
- 2 共同格付を受けない工事業種については、電子調達サービスに登録された当該業種の順位、経営事項審査点、工事实績などを勘案して発注基準を設ける。